



2025 年（令和 7 年）11 月 12 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市国民健康保険運営協議会会長

会長 近内 美乃里



答申書

本運営協議会は、令和 7 年 11 月 12 日付け諮問第 8 号にて諮問のあった逗子市国民健康保険条例の一部改正について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

1 諮問事項

(1) 保険料の比率（条例第 12 条の 14）

所得割を「100 分の 55」に、被保険者均等割を「100 分の 30」に、世帯別平等割「100 分の 15」と定める。

(2) 賦課限度額（条例第 12 条の 15）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、「国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 10 号に規定する額を超えることができない。」と定める。

(3) 低所得者の保険料の減額（軽減割合）（条例第 16 条の 2 第 5 項）

子ども・子育て支援金賦課額の減額について被保険者の所得に応じて、それぞれ保険料率に乗ずる割合を「10 分の 7、10 分の 5、10 分の 2」と定める。

2 答申事項

諮問で示された令和 8 年度から徴収する子ども・子育て支援納付金に係る各事項について、適当なものと認める。

3 付帯意見

(1) 各年度の保険料率については、当協議会を開催し諮ること。